令和4年度改正	現 行	備考
地質調査業務共通仕様書	地質調査業務共通仕様書	
令和 <mark>4</mark> 年8月 富山県土木部	令和 <mark>3</mark> 年8月 富山県土木部	

令和4年度改正	現 行	備	考
5.1章 総 則	第1章 総 則		
107 条 管理技術者	第 107 条 管理技術者		
3 管理技術者は、調査業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基3 礎、又は応用理学-地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等-業務)は特記仕様書による)、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。	3 管理技術者は、調査業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等-業務)は特記仕様書による)、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 なお、業務の範囲が現場での調査・計測のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が第602条		
(削除)	第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者と		
	することができる。		